

指定請求書に関するよくあるご質問

2019年4月1日改定の指定請求書に関して、よくあるご質問をQ&A形式でご案内します。

Q

既に取り先コードを取得していますが、改定版指定請求書を使用するにあたり、Webサイトに掲載されている書類（No.①～⑤）を再度提出する必要がありますか？

A

改定版指定請求書を使用するにあたり、再度ご提出いただく必要はございません。ただし、内容に変更がある場合（住所変更等）には、ご提出願います。

Q

指定請求書の様式変更にあたり、請求方法も変わりますか？

A

今回の改定は、指定請求書の様式の変更であり、請求方法の変更はございません。印刷してご捺印いただき、当社担当者まで郵送などでご請求ください。

Q

2019年4月1日以降、今使っている指定請求書（複写式の伝票）は使えなくなりますか？

A

現在お使いの指定請求書（複写式の伝票）は、2020年3月31日まではご使用いただけます。ただし、翌日の4月1日からはご使用できなくなりますので、改定される指定請求書に切り替えていただきますようお願いいたします。

Q

インターネットやパソコンを使用できない場合は、どのような方法で指定請求書を入手すればよいですか？

A

当社にて指定請求書を印刷するなどして、お渡しいたします。詳しくは当社担当者にご相談ください。